

男性解放の会 御中

9月15日、かながわ男女共同参画センターメールアドレスにいただいた件について、次のとおり回答いたします。

① 男性のDV被害に経済DV問題が入ることを認識しているか について

神奈川県では、ドメスティック・バイオレンスは、男性も被害者になることを周知・啓発する冊子「男性にもDV相談窓口があります」を発行し、「生活費を渡さない」「家計費の使い方を細かく追及する」等の経済的暴力もDVであることの周知を行っています。

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/37509/2026_formen.pdf

また、若年層の恋人間の暴力を防止するため、デートDV防止啓発冊子「ちょーカンタンデートDVの基礎知識」を作成し、県内の全高校に配布しており、冊子の中で、「デート費用はいつも全部支払わされる」「記念日にはいつも高価なプレゼントを買わされる」等の経済的暴力の例を出して、若年層に気づきを促すとともに、男子も被害にあうことがあることを周知しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/35225/2026datedv.pdf>

② そもそもDV相談に限らず男性相談窓口を男女平等にすべきではないでしょうか。

- (1) 「かながわ女性の不安・困りごと相談室」がありますが「かながわ男性の不安・困りごと相談室」も作るのが男女平等ではないでしょうか
- (2) 「女性相談支援センター」がありますが「男性相談支援センター」もつくるのが男女平等ではないでしょうか？

について

女性への相談・支援については、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、困難な問題を抱える女性に対する相談、一時保護、自立支援等を包括的に行うための制度の整備のほか、都道府県に女性相談支援センターを設置することが規定されました。

県では、本法に基づき女性相談支援センターを設置するほか、女性のための総合相談を実施するなど、相談・支援体制の充実に取り組んできました。

一方で、女性だけではなく、男性においても、家庭、仕事、人間関係、生活上の困難など、さまざまな悩みや困りごとを抱え、相談先を必要としている方がおられることは認識しております。そこで、配偶者暴力相談支援センターの男性向けの相談窓口のほかに、昨年度から民間支援団体との協働により、男性やトランスジェンダーの方向けの総合支援の一環として相談窓口を開設したところです。

○ 男性やLGBTQのための電話相談

TEL 045-620-7711（毎週火曜日 19時～21時）

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/22401/chirashi.jpg>

なお、性別を問わない、常設の相談窓口として、仕事に関する悩みについては、かながわ労働センター（働く人のメンタルヘルス相談）、生活・仕事、対人関係の悩みなどについては、「こころの電話相談」で相談を受け付けています。

○ 働く人のメンタルヘルス相談

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/mental.html>

○ こころの電話相談

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nx3/cnt/f531127/index.html>

県としては、誰もが必要なときに相談し、一人ひとりの抱える様々な困難や悩みに応じた適切な支援につながることを重要と考えておりますので、引き続き、性別にかかわらず、相談しやすい環境の整備に努めてまいります。

令和8年9月28日

神奈川県立かながわ男女共同参画センター

所長 大野 智信

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

ジェンダー平等・女性支援担当課長 内田 恵美

問合せ先

①について

かながわ男女共同参画センター相談課 杉山

電話 0466-27-2111

②について

共生推進本部室

ジェンダー平等・女性支援グループ 浅井

電話 045-210-3643